

喜多方市新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針

喜多方市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 目的

令和2年2月25日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、市民の安全に配慮し、市民への感染予防と国内の感染拡大防止を図るため、新型コロナウイルス感染症がある程度収束するまでの間の市としての基本的な方針を定めるものである。

2 会議・イベント等への対応

- (1) 会議やイベント等については、市民のみの参加とし、開催内容や参加人数、参加者の特性・年齢層、会場の広さ等を考慮し、下記事項に留意しつつ感染防止対策を徹底し開催することとする。なお、開催に際しては、喜多方市モデルを基本とする。
- ① 「密閉」、「密集」、「密接」の3つの「密」を回避する
 - ② 身体的距離を確保する
 - ③ マスクを着用する
 - ④ 会議・イベントの前後などには手洗いや手指の消毒をする
 - ⑤ 会議・イベント時には、適宜、換気や消毒をする
- (2) 祭りや野外フェスティバルのような、全国や広域的地域からの不特定多数の参加者による大規模な催し等は、原則中止とする。

3 教育関係

- (1) 感染予防策の徹底を図りながら教育活動を行う。なお、感染が確認された場合は、喜多方市立学校新型コロナウイルス対策 対応・休業マニュアルにより対応を判断する。

4 児童福祉関係

- (1) 公立こども園
- ア 感染予防策の徹底を図りながら、通常どおり開園する。
 - イ 登園する場合は、登園前に自宅で子どもの体温を計測し、せきや発熱等が認められる場合は登園させないこととする。
 - ウ 感染が確認された場合は、喜多方市立こども園新型コロナウイルス対策 対応・休園マニュアルにより対応を判断する。
- (2) 学童保育
- ア 感染予防策の徹底を図りながら、通常どおり開所する。
 - イ 利用する場合は、利用前に自宅で子どもの体温を計測し、せきや発熱等が認められる場合は利用できないものとする。
 - ウ 感染が確認された場合は、喜多方市放課後児童クラブ新型コロナウイルス対策 対応・休園マニュアルにより対応を判断する。

5 市有施設の利用

感染拡大防止のため、利用は市民のみとし、施設内は、適宜、消毒や換気を行い、軽度でも発熱やせきがある人は入場しないよう呼びかける。

6 都市公園の遊具

都市公園の遊具については、感染状況に応じて感染予防対策を徹底する。

7 その他

本方針は、市民の感染予防と国内の感染拡大防止を図ることを目的としている。感染予防等には、新しい生活様式における3つの基本的感染対策である、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の実践と3つの「密」を回避することが重要であり、下記事項に留意することとする。

(1) 感染予防の徹底

新型コロナウイルスの予防には、手洗いが大切であり外出先からの帰宅時や食事の前などこまめな手洗いを徹底する。また、咳や発熱がある場合は咳エチケットとして必ずマスクを着用し、風邪などの症状や発熱等が認められる場合は外出を控えるよう心掛ける。

また、症状がない場合でも人と会話する時はマスクを着用し、身体的距離を確保する。

(2) 健康の保持

普段から、栄養バランスの取れた食事と十分な睡眠を取るなど規則正しい生活を心掛け、3つの「密」を避けながら、散歩や軽い運動などを実践し免疫力を高めるよう行動する。

(3) 懇親会・会食等

懇親会・会食等は、普段一緒に過ごしている方と少人数、短時間とし、感染防止対策を徹底し行うこととする。感染拡大地域の方との懇親会・会食等や大規模なものは自粛することとする。

(4) 県をまたいだ移動の自粛

不要不急の外出は控え、県をまたぐ旅行、帰省等は原則中止・延期とし、どうしても移動しなければならない場合は、移動先の感染状況を十分に確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に行うとともに、発熱等の症状がある場合は、外出を控えることとする。

8 方針の改正について

この方針は、同感染症の発生動向を踏まえ隨時改正する。

9 附 則

この方針は、令和2年2月28日から施行する。

この方針は、令和2年3月13日から施行する。

この方針は、令和2年3月27日から施行する。

この方針は、令和2年4月3日から施行する。

この方針は、令和2年4月20日から施行する。

この方針は、令和2年4月29日から施行する。

この方針は、令和2年5月1日から施行する。

この方針は、令和2年5月13日から施行する。

この方針は、令和2年5月15日から施行する。

この方針は、令和2年5月26日から施行する。

この方針は、令和2年7月22日から施行する。

この方針は、令和2年9月1日から施行する。

この方針は、令和2年11月6日から施行する。

この方針は、令和3年5月6日から施行する。

この方針は、令和3年5月15日から施行し、令和3年5月31日までとする。

この方針は、令和3年6月1日から施行する。

この方針は、令和3年8月11日から施行する。

新型コロナウイルス感染症における対応・喜多方市モデル

区分 項目	屋内で開催するもの				屋外で開催するもの		
	講演会 ・会議・ 研修会	コンサート・ 発表会	展示会	飲食を 伴うもの	地域の行事	全国・広域的 イベント	
具体例	講演会 シンポジウム 地区集会 映画会	舞踊発表会 舞台を使用 したカラオケ 大会	絵画展 作品展	懇親会 パーティー	行政区の行事、 お祭り、盆踊り、 町民運動会、運動会	広域的・不特定多数の 人が集まるイベント	
目安	※1					※2	
	収容人数の50%						
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・密集・密接を避けること ・マスク、手指消毒（手洗い）、検温等の対応を実施すること ・屋内の場合は、こまめに換気をすること ・状況により、入場制限も検討すること ・感染が発生した場合に備え主催者は参加者の名簿を作成するなど連絡先を把握すること 						

※1 開催するイベント等は市民のみの参加とする。

※2 市民のみの来場者を見込み、人数を管理できるものとし、飲食は行わない
こととすること

○ 感染拡大の兆候や市内感染の発生状況により、中止や延期も含め、必要な協力を要請する

区分 項目	外出		観光	
	県内移動	県をまたぐ 移動	県内移動	県をまたぐ 移動
具体例	出張、研修、冠婚葬 祭、買物		旅行	
目安				
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言等地域等や感染者が多い地域との不要不急の外出は控えることとする。 ・どうしても移動しなければいけない場合は、事前に移動先の情報収集に努めること ・発熱や咽頭痛、味覚障害等がある場合は移動を見合わせること ・3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設は利用しないこと 			

3 生涯号外

令和3年8月11日

市有施設利用者 各位

喜多方市教育委員会教育長

(公印省略)

市有施設の利用制限について（通知）

日頃より、本市スポーツ振興に特段の御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

令和3年8月11日、喜多方市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「喜多方市新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」が改正されたことから、下記のとおり、ご対応願います。

記

1 市有施設の利用について

- (1) 感染拡大防止のため、市民のみとします。
- (2) 軽度でも発熱やせきがある人は入場しないでください。

2 利用制限の期間について

令和3年8月11日（水）から当面の間

（事務担当 生涯学習課スポーツ振興係 電話 0241-24-5319）